佐倉市下水道事業指定工事店の
指定申請事務に係る手引き

排水設備等の新設等の工事は、管理者の指定を受けた者（指定工事店）でなければ、行ってはならないことが条例（下水道条例第５条の２）で定められていますので、佐倉市下水道事業の指定工事店以外の業者は工事を行うことができません。

令和８年１１月

佐倉市上下水道部

目　次

●指定の基準（条例第５条の４）.....- 4 -

１　新規に指定を申請するみなさまへ.....- 5 -

２　指定の更新を申請するみなさまへ.....- 9 -

３　指定事項の変更等について.....- 10 -

４　指定工事店の廃止、休止、再開の届出.....- 13 -

５　指定証の紛失、毀損による再交付を受けるとき.....- 14 -

～申請書と各届出の記入例～.....- 15 -

●申請・届出を受付ける場所とお問い合わせ先

佐倉市上下水道部

（担当）　佐倉市上下水道総合案内センター

（住所）　千葉県佐倉市海隣寺町９７番地

ＴＥＬ　０４３－４８５－１１９１

営業時間　８：３０～１７：１５（土日、祝日、年末年始を除く）

窓口受付時間　９：００～１６：３０（電話は上記の時間で受け付けます。）

申請、届出の受付は随時行っています。

なお、ＦＡＸ、郵送、Ｅメールでの受付けはしていませんので、必ず窓口までお越しください。

指定工事店の手続き全てが、「ちば電子申請サービス」（オンライン）から行うことができるようになりました。

ご利用にあたっては、こちらのURL又は二次元コードを読み取って「ちば電子申請サービス」へアクセスし対象の届出を選択して下さい。（「排水」をキーワードで探すと手続きが探しやすいです。）

https://apply.e-tumo.jp/city-sakura-chiba-u/offer/offerList_initDisplay

（注）本文での文言の定義は以下のとおりとします。

１　「法」とは下水道法をいう。

２　「施行規則」とは下水道法施行規則をいう。

３　「条例」とは、佐倉市下水道条例をいう。

４　「管理規程」とは佐倉市下水道に係る指定工事店の指定に関する規程をいう。

５　「指定工事店」とは佐倉市指定の指定工事店をいう。

６　「責任技術者」とは千葉県下水道協会に排水設備工事責任技術者として登録されている者をいう。

●指定の基準（条例第５条の４）

① 排水設備の新設等の工事に必要であると管理者が認める設備及び機材を有していること。

管理規程第４条で規定する機械器具

① 管の切断用の機械器具

② 管の加工用の機械器具

③ 水平器等測量用の機械器具

④ 埋め戻し又は整地締固用の機械器具

⑤ 掘削用の機械器具

② 千葉県内に事務所を置いていること。

③ 事務所に管理規程で定める責任技術者を１人以上配置していること。

④ 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

イ 第５条の７の規定により指定工事店の指定を取り消されて、当該取り消された日から２年を経過しない者。

ウ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。

エ 法人であって、その業務を行う役員のうちにアからウまでのいずれかに該当する者があるもの。

以上の要件に適合していると認められるときは指定を受けることができます。

１　新規に指定を申請するみなさまへ

１．１　指定工事店とは？（条例第５条の２）

指定工事店とは、条例５条の４の指定基準を満たし、管理者の指定を受けた者をいいます。

このことから、公共下水道に接続する排水設備の新設等の工事を施工しようとする場合は、この指定を受けていないと工事を行うことができません。

指定にあっては、その基準（条例第５条の４）に適合している場合は必ず指定を受けることができます。

１．２　新規指定手続きに必要な書類

提出書類		法人	個人	備考
下水道指定工事店指定申請書（様式第１号）		●	●	事務所の住所と代表者の住民票と一致しない場合は、事務所の住所を確認できる書類を提出
添付書類	営業所の平面図、付近見取図	●	●	資材置場等が営業所と別の場合は、資材置場等の平面図、付近見取図も提出
	機械器具調書（様式第２号）	●	●	機械器具の写真
	誓約書（様式第４号）	●	●	
	住民票		●	発行日から３か月以内
	定款	●		余白に代表者の原本証明を記載してください。
	責任技術者の資格を有する書類（写し）	●	●	

※提出申請書類は佐倉市上下水道部ホームページからダウンロードするか、佐倉市上下水道総合案内センターの窓口にて配布しています。

※登記簿謄本については、上下水道部において確認できることが可能となったため、「佐倉市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」により添付不要となりました。

１．３　申請方法

窓口へ持参、又は「ちば電子申請サービス」を利用してください。

https://apply.e-tumo.jp/city-sakura-chiba-u/offer/offerList_initDisplay

１．４　申請手数料

１７，０００円

１．５　審査期間

申請から納付書発行までの審査期間は、おおむね 10 日間（営業日）です。
手数料の納付の確認後から指定までは、10 日間（営業日）です。
審査期間には、次の期間は含まれませんので注意してください。

- ・申請に不備がある場合に、その補正に要する指導期間等
- ・申請者が申請の内容を変更するのに要した日数
- ・申請者が他の手続きを必要とする場合、その手続きに要する日数

１．６　指定工事店証の交付

指定工事店手数料を納付確認後、指定する日に指定工事店証を交付します。
併せて遵守事項等をその際に説明を行います。
（詳しい日程は、受付窓口にご確認ください。）

１．７　指定有効期間

原則５年とします。
下水道条例第５条の４第２項による。

１．８　指定までのながれ

申請書の提出　⇒　下水道条例、管理規程に基づき管理者へ申請します。
審　　査　⇒　指定の基準を満たしているか、書類に不備はないかを審査します。

手数料の納付　⇒　指定工事店手数料を納入します。

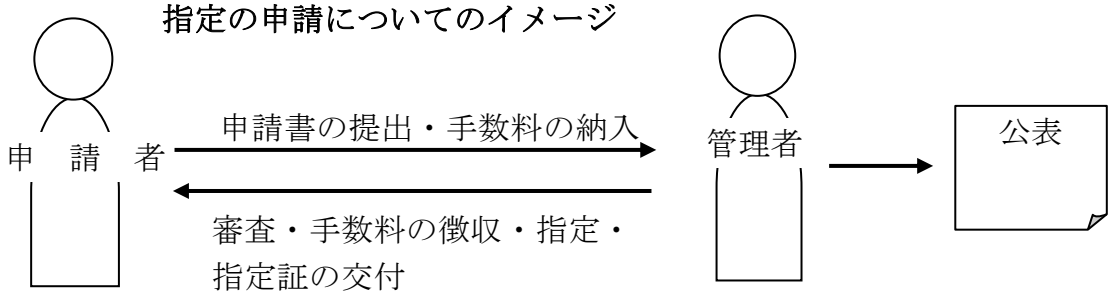
１件につき　１７，０００円

指　　定　⇒　手数料を納入し、指定要件を満たしていれば指定されます。

指定証の交付　⇒　指定証を交付する日に佐倉市における施行要領等について説明をします。

公　　表　⇒　指定工事店として指定されたことを公表します。（管理規程第１０条）

指定の申請についてのイメージ



１．９　申請書の記入に係る諸注意

《申請書》

①　日付は申請書を提出する日を記入してください。

②　「申請者」の記入についての注意事項

【法人の場合】

ア　「氏名又は名称」欄には、登記事項証明書に記載されている本店の名称を記入します。

イ　「住所」の欄には、登記事項証明書に記載されている本店の所在地を記入します。

ウ　「代表者氏名」の欄には、登記事項証明書に記載されている法人の代表者の氏名を記入します。

【個人の場合】

ア　「氏名又は名称」の欄には、屋号となるものを記入し、名称がない場合は個人の氏名を記入します。

イ　「住所」の欄には、事業所の所在地を記入します。自宅の場合は、住民票に記載されている住所のとおりに記入します。

ウ　「代表者氏名」の欄には、個人の氏名を記入します。

《営業所の平面図、付近見取図》

①平面図は、間口及び奥行きの寸法、机の配置状況等記入すること。

②営業所の写真は、外観および内部の状態がわかるもの添付すること。

③付近見取図は、最寄りの駅から主な目標物（学校、公園等の公共施設、神社仏閣等）を入れてわかりやすく記入すること。

④事務所等が賃貸者の場合は、賃貸借契約書の写しを添付すること。

《機械器具調書》

①　「年月日現在」は、申請日を記入します。

②　種別欄は、「測量用の機械器具」、「管の切断用機械器具」、「管の加工用機械器具」、「埋め戻し又は整地締固用の機械器具」及び「掘削用の機械器具」といった５種に大別すること。

③　種別ごとに使用する機械器具を記入します。

《誓約書》

①　誓約する日付も申請日を記入します。

②　「申請者」は、申請書に記した申請者を記入します。

③　法人にあっては役員全員が条例第５条の４第１項第４号アからエに該当しないことを誓約するものであるため、代表者が全員の誓約をします。

２　指定の更新を申請するみなさまへ

２．１　指定の更新手続きに必要な書類

本手引き３ページから５ページを参照してください。旧指定証を返納すること。

２．２　更新申請時期

更新手続きの通知を送付しますので、通知後、更新期限までに更新手続きをしてください。

２．３　申請方法

窓口へ持参、又は「ちば電子申請サービス」を利用して申請すること。

２．４　指定更新手数料

１５，０００円

２．５　審査期間

申請から納付書発行までの審査期間は、おおむね 10 日間（営業日）です。
手数料の納付確認後から指定まで 10 日間程度です。
審査期間には、次の期間は含まれませんので注意してください。

・申請に不備がある場合に、その補正に要する指導期間等
・申請者が申請の内容を変更するのに要した日数
・申請者が他の手続きを必要とする場合、その手続きに要する日数

２．６　指定期間

更新期限日の翌日からとなります。

２．７　指定工事店証の交付

更新手数料の納付確認し、指定工事店証を交付する。

２．８　指定有効期間

５年とします。

２．９　指定までのながれ

新規と同様です。

２．１０　申請書の記入に係る諸注意

《申請書》《営業所の平面図、付近見取図》《機械器具調書》《誓約書》については、１．９参照

３　指定事項の変更等について

３．１　責任技術者の変更の届出について（管理規程第８条）

指定工事店は、事業所ごとに、技術上の統括者となる責任技術者を配置しなければなりません。また、配置した責任技術者が欠けるに至ったときも同様に配置をしなければなりません。

この配置について、「当該事由が発生した日から 14 日以内に、新たに責任技術者を選任し、管理者にその旨を届け出なければならない」と定めています。（管理規程８条）

※責任技術者が欠けるに至った場合は、「指定の取消し」要件となりますので、ご注意ください。

（１）責任技術者の届出の手続き（管理規程第８条）

【届出に必要なもの】

●届出書

排水設備責任技術者選任・解任届出書（管理規程様式第３号）

●提出する書類（添付書類）

責任技術者の資格を有する書類の写し（交付番号等確認のため）

（２）届出を要する事項および届出の期限

①　配置した責任技術者が欠けるに至ったとき

⇒　当該事由が発生した日から 14 日以内に届け出てください。

②　責任技術者を追加して選任したとき　⇒　当該事由が発生した日から 14 日以内に届け出てください。

３．２　指定事項の変更の届出について（条例第５条の６、管理規程第７条）

指定工事店は、「排水設備等の新設等の工事の業務の全部又は一部を廃止し、休止し、又は再開したときは、管理規程で定めるところにより、速やかに管理者にその旨を届出なければならない。指定工事店の名称、所在地その他管理規程に定める事項に定める事項に変更があったときも、同様とする」と定めています。

なお、指定工事店証の記載内容に変更が生じた場合は、指定工事店証の再交付となり、条例第７条の規定により 4,500 円の手数料がかかります。

（１）組織に変更があった場合や合併の場合は以下のような届出が必要です。

申請者	内容	具体例	届出方法
個人事業主	組織変更	個人事業主から法人に変更 （法人→個人も同様の扱い）	個人は廃止届 法人は指定申請
	相続	個人が死亡し、相続人等が事業を継続したい時	廃止届、相続人は指定申請
法人	組織変更	合同会社、合名会社、合資会社から株式会社	指定事項変更届
		有限会社→株式会社	
		合同会社、合名会社、合資会社間	
	合併	指定店Ａが指定店Ｂを吸収合併	Ａは指定事項変更届、Ｂは廃止届
		指定店Ａと指定店Ｂが合併し新会社Ｃを設立	Ａ、Ｂともに廃止届 Ｃが指定申請
		会社Ａが指定店Ｂを吸収合併	Ａは指定申請、Ｂは廃止届
		会社Ａと指定店Ｂが合併し、新会社Ｃを設立	指定店Ｂは廃止届、Ｃが指定申請

※企業形態等の変更は、佐倉市上下水道部独自の取扱になるので、他の事業体の取扱は当該事業体にお問い合わせください。

（２）指定事項の変更の届出

【届出に必要なもの】

●届出書

下水道に係る指定工事店指定事項変更届出書（管理規程第７条、管理規程様式第８号）

●提出する書類（添付書類）

届出の種類			定款（財団法人の場合は寄付行為）	住民票	誓約書	備考
指定事項の変更	氏名又は工事店名	法人	●			
		個人		●		
	営業所所在地	法人	●			
		個人		●		※１
	代表者	法人	●		●	
	役員	法人			●	※２

※１　住民票と営業所所在地が違う場合、営業所の所在地を確認できるものを提出してください。

※２　役員の退任のみである場合、誓約書の提出は必要ありません。

【責任技術者の登録・変更】

排水設備責任技術者選任・解任届出書（管理規程第８条、管理規程様式第３号）

届出の種類	**排水設備責任技術者選任・解任届出書**	**責任技術者の資格を有することを証する書類**
責任技術者の登録	●	●
責任技術者の氏名変更	●	●
責任技術者の解任	●	

（３）届出の記入に係る諸注意

①　日付は届出を提出する日を記入してください。

②　「変更前」は、変更前の内容を記入してください。

③　「変更後」は、変更後の内容を記入してください。

４　指定工事店の廃止、休止、再開の届出

廃止・休止・再開における届出について（条例第５条の６、管理規程第７条）

指定工事店は、「排水設備等の新設等の工事の業務の全部又は一部を廃止し、休止し、又は再開したときは、管理規程で定めるところにより、速やかに管理者にその旨を届出なければならない。」と定めています。

（１）廃止、休止、再開の届出手続き（条例第５条の６、管理規程第７条）

【届出に必要なもの】

下水道に係る指定工事店（廃止・休止・再開）届出書（管理規程様式第７号）

＊廃止及び休止を届け出る場合は、指定工事店証は管理者へ返納します。

（２）届出に際しての諸注意

① 廃止の届出をした場合、再び佐倉市内で工事の事業を行う場合には、新規の申請をする必要があります。

② 法人、個人を問わず指定の継承（個人の代表者の変更、個人から法人への移行、法人相互の営業譲渡など）はできませんので、「廃止の届出」を提出し、新規に指定を受けなおしてください。

③ 廃止届出の際は、完了していない工事がないか、確認させていただきます。すべての工事が完了、又は、他の業者へ業務継承の確認ができ次第、廃止届の受理を行います。

④ 休止の届出をした場合、指定有効期間を停止することはないので、有効期限をむかえ、引き続き指定工事店として継続希望の場合は、休止中でも更新手続きをしてください。

５　指定証の紛失、毀損による再交付を受けるとき

指定証の紛失・毀損における再交付申請について
（条例第５条の５）

指定工事店証を紛失、毀損の場合は、再交付の申請を行ってください。

【申請に必要なもの】
佐倉市指定工事店証再交付申請書（管理規程様式第６号）
指定工事店証（毀損した場合）
再交付手数料　4,500 円（令和８年４月１日から）

【再交付手続き】
１．指定工事店証再交付申請書および添付資料を窓口に提出してください。
２．決裁終了後、納付書をお渡ししますので、金融機関等で納付後、手数料の納付済証を総合案内センター窓口までお持ちいただき、確認させていただいた後、新しい指定工事店証をお渡しします。

～申請書と各届出の記入例～

別記
様式第１号（第３条関係）

（表）

下水道指定工事店指定申請書（新規・継続）

（宛先）佐倉市上下水道事業管理者

年　　月　　日

申請者　　指定番号及び有効期間
氏名又は名称　　佐倉下水道工事店
住　　所　　佐倉市〇〇町〇〇番〇〇
代表者氏名　　代表取締役　佐倉　太郎
ＴＥＬ　　０４３（４８４）〇〇〇〇
ＦＡＸ

佐倉市下水道条例第５条の３の規定による下水道指定工事店の指定を受けたいので、佐倉市下水道に係る指定工事店の指定に関する規程に基づき次のとおり申請します。

<table>
<tr><td colspan="3">役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名</td></tr>
<tr><td colspan="2">フリガナ
氏名</td><td>フリガナ
氏名</td></tr>
<tr><td colspan="2">サクラ　タロウ
代表取締役　佐倉　太郎
〇〇〇〇　〇〇〇〇
取締役　〇〇　〇〇</td><td></td></tr>
<tr><td>事業の範囲</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">機械器具の名称、性能及び数</td><td>機械器具調書（別記様式第２号）のとおり</td></tr>
</table>

（備考）この用紙の大きさは、Ａ列４番とすること。

（裏）

排水設備等の新設等の工事を行う事業所の名称	佐倉下水道工事店
上記事業所の所在地	佐倉市〇〇町〇〇番〇〇
上記事業所で選任されることとなる排水設備責任技術者の氏名	排水設備責任技術者の登録番号
佐倉　太郎	第□□□号

排水設備等の新設等の工事を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる排水設備責任技術者の氏名	排水設備責任技術者の登録番号

（備考）この用紙の大きさは、Ａ列４番とすること。

様式第２号（第３条関係）

機　械　器　具　調　書

○○年○○月○○日現在

種　別	名　称	型式、性能	数　量	備　考
測量用	水平器		1	
管の切断用	金切りのこ		1	
管の加工用	やすり		1	
	サンダ		1	
埋め戻し又は整地締固め用	タンパ		1	
掘削用	バックホウ		1	
	つるはし		1	
	スコップ		1	

備考

１　種別の欄には「測量用の機械器具」「管の切断用機械器具」、「管の加工用機械器具」、「埋め戻し又は整地締固用の機械器具」及び「掘削用の機械器具」の別を記入すること。

２　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第３号（第３条、第８条関係）

排水設備責任技術者選任・解任届出書

（宛先）佐倉市上下水道事業管理者

〇〇年〇〇月〇〇日

指定工事店　指定番号　〇〇〇
氏名又は名称　佐倉下水道工事店
住所　佐倉市〇〇町〇〇番〇〇
代表者氏名　代表取締役　佐倉　太郎
ＴＥＬ　０４３（４８４）〇〇〇〇
ＦＡＸ

佐倉市下水道条例第５条の４及び佐倉市下水道に係る指定工事店の指定に関する規程第８条第２項の規定により、次のとおり責任技術者の選任・解任の届出をします。

排水設備工事の事業を行う事業所の名称	佐倉下水道工事店	
上記事業所で選任・解任する責任技術者の氏名	責任技術者の登録番号	選任・解任の年月日
佐倉　太郎	〇〇〇	〇〇年〇〇月〇〇日

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第４号（第３条関係）

誓　　約　　書

指定排水設備工事事業者申請者（及びその役員）は、佐倉市下水道条例第５条の４第１項第４号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者
氏名又は名称　　佐倉下水道工事店
住　　所　　佐倉市海隣寺町〇〇番地
代表者氏名　　代表取締役　佐倉　太郎

（宛先）佐倉市上下水道事業管理者

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第６号（第５条関係）

指定工事店証再交付申請書

年　　月　　日

（宛先）佐倉市上下水道事業管理者

指定番号	第　〇　〇　〇　号
指定有効期間	～令和〇〇年〇〇月〇〇日
指定工事店名	佐倉下水道工事店
住所	佐倉市〇〇町〇〇番〇〇
代表者氏名	代表取締役　佐倉　太郎
電話番号	０４３（４８４）〇〇〇〇

指定工事店証について、次のとおりの再交付を申請します。

申請区分		理由及び経過説明
1	毀損	令和〇〇年〇〇月〇〇日　〇〇〇のため （具体的な理由を記載してください。）
2	紛失	令和〇〇年〇〇月〇〇日　〇〇〇のため （具体的な理由を記載してください。）
備考		

※　既存の指定工事店証を返納すること（紛失した場合は除く。）。

様式第７号（第７条関係）

下水道に係る指定工事店　廃止／休止／再開　届出書

（宛先）佐倉市上下水道事業管理者

年　　月　　日

指定工事店　氏名又は名称　佐倉下水道工事店
住所　佐倉市○○町○○番○○
代表者氏名　佐倉　太郎
ＴＥＬ　０４３（４８４）○○○
ＦＡＸ

下水道条例第５条の６の規定により、排水設備工事の事業の　廃止／休止／再開　の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ｻｸﾗｹﾞｽｲﾄﾞｳｺｳｼﾞﾃﾝ 佐倉下水道工事店
住所	佐倉市○○町○○番○○
フリガナ 代表者の氏名	○○○○ ○○○○
(廃止・休止・再開)の年月日	○○年○○月○○日
(廃止・休止・再開)の理由	○○○のため （具体的な理由を記載してください。）

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第８号（第７条関係）

下水道に係る指定工事店指定事項変更届出書

（宛先）佐倉市上下水道事業管理者

年　　月　　日

指定工事店　指定番号　　〇〇〇
氏名又は名称　　佐倉下水道工事店
住　　所　佐倉市〇〇町〇〇番〇〇
代表者氏名　代表取締役　佐倉　太郎
ＴＥＬ　　０４３（４８４）〇〇〇〇
ＦＡＸ

佐倉市下水道条例第５条の６の規定により、次のとおり変更の届出をします。

変更係る事項	変　更　前	変　更　後	変更年月日
役員変更	〇〇　〇〇	□□　□□	令和〇〇年〇月〇日

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

ちば電子申請サービス

https://apply.e-tumo.jp/city-sakura-chiba-u/offer/offerList_initDisplay

佐倉市上下水道部

〒285-8501
千葉県佐倉市海隣寺町９７番地

Tel　０４３－４８５－１１９１（代表）
Fax　０４３－４８５－１１９４